

私たちの生活と橋(その3)

○中央橋

中央橋は、東一六号線の二区地区から協和地区に通じる常呂川に架設されている橋です。この中央橋の起源は、昭和七(一九三二)年、東一四号線の鉄道橋に隣接して架設された木橋が最初の橋でした。



第4次中央橋渡橋式(出典:端野の夜明け 第二集)

○中央橋架設以前の状況

中央橋が架設される以前の協和地区から、二区・市街地区への往路は、東一七号線付近に架設されている豊穰橋か鉄道橋を渡るか、または、常呂川の浅瀬を歩いて渡るしかありませんでした。また、豊穰橋が洪水で度々流失しましたので、その都度「渡し船」によるしかなく、常に危険にさらされていました。

これらの問題を解決するため、大正四(一九一五年)、東一二号線に架設された端野橋と大正一三(一九二四年)、一区に架設された新川橋の中間地点となる東一五号線の鉄橋のたもとに「渡し船場」を設置しました。これが行政の整えた常呂川を渡る協和地区と二区及び市街地区との最初の交通手段でした。

○第一次中央橋

昭和七(一九三二年)一〇月、ようやく、この渡し船の位置に第一次中央橋(延長一〇〇m、コンクリート橋脚の木橋)が架設されました。以来、補修しながら維持してきましたが、昭和一六(一九四一年)九月、洪水により流失しましたので、仮橋が架けられました。

○第二次中央橋

昭和一九(一九四四年)年一二月、第二次中央橋(延長一〇四m、幅員四・五m)の木橋が架設されました。

しかし、洪水による破損や、一部流失等により、補修工事が毎年行われ、同二四(一九四九年)年七月

一七日、工事中の仮橋から通学中の生徒が転落するという悲しい事故がありました。そして、この橋も流失してしまいました。

○第三次中央橋

前述の事故により、協和地区の人たちから応分の負担をするので永久橋に架け替えてほしいとの要請があり、昭和二六(一九五一年)一〇月から三か年計画で架設工事に着手し、同二八(一九五三年)一月七日、延長一〇〇m、幅員五・五mの永久橋が完成しました。なお、この橋は端野町が架設した永久橋の第一号でした。

しかし、昭和四三(一九六八年)年五月一六日に発生した十勝沖地震により、第一橋脚が傾斜したため、応急措置を行いました。指導機関や専門家の調査指導等により廃橋することになりました。

○第四次中央橋

これに代わる新橋の架設を早急に考えなければならぬなか、昭和四六(一九七一年)端野町農業振興地域整備計画(今後の農業振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化のための措置を計画的に進める一〇年間のマスタープラン)に、東十六号線を農免道路(国の補助を受け整備する道路)として整備することとしましたので、この道路整備とともに中央橋を東一六号線の常呂川に移設し架設することとし、昭和四七(一九七二年)一月一〇日、第四次中央橋(延長四〇四・七m、幅員五・五mの永久橋)が完成しました。これにより二区から協和、川向に通じる九、四〇六mの農免道路改良工事も完了しました。

忠志橋

○忠志橋架設以前の状況

常呂川の左岸地区(旧忠志三班地区)に約七二ヘクタールの下野付牛兵村公有地があり、この土地を兵村の人たちが賃借して畑として耕作してしました。大正六(一九一七)年、分割して兵村二区や一区の方々に売払いました。

また、大正九(一九二〇)年、北海道製糖株式会社がこの地区の土地を買収して、てん菜の「採種園」を設置し、入地した十数人の小作人が契約栽培を行いました。

忠志橋が架設される以前には、現在の忠志橋付近に渡し船が設けられていましたが、大正七(一九一八)年頃、児童が渡し船から転落して亡くなるという悲しい事故があり、通学が大きな課題でした。

○第一次忠志橋

課題を受けて、小牛(当時の地区名)地区の方々が、国有林から材料の木材の払下げを受け大正一〇(一九二二)年一二月、自力で渡し船場付近に木橋を架設しました。これが第一次忠志橋です。

この橋は大正一四(一九二五)年に流失し、渡し船による往来となりました。

その後は、昭和四(一九二九)年に架設した木橋は同八(一九三三)年に流失し、渡し船の往来となり、同一二年に架設した木橋も同一五年にあえなく流失してしまいました。

また、同一六(一九四一)年一〇月、期限付配給物資を受領するため渡し船を利用していた方三名が転落して亡くなるという悲惨な事故が発生したため、以後、遠回りでも新川橋を渡るようになり、

登下校には輪番で必ず父兄が渡し船を操作することとなりました。

その後については、記録が残されていませんので定かではありませんが、昭和一八(一九四三)に架設した木橋は同二四(一九四九)年に流失し、同二六(一九五一)年の木橋架設、同二九(一九五四)年の流失、同三〇(一九五五)年の木橋架設、同三五(一九六〇)年には中央部が流失したため、その部分を吊り橋として利用しました。

昭和三七(一九六二)年に、一部木橋の永久橋が架設され、同四二(一九六七)年の改良工事により全長二二八mの永久橋となりました。

しかし、歳月を経て破損が激しくなり、かつ交通事情の変化により、昭和六二(一九八七)年から新たな橋の建設に着手し、平成二(一九九〇)年一月八日、延長二一八m、車道幅員五・五m、歩道幅員二・五mの新橋が完成し、現在に至っています。

仁頃川の橋

常呂川の支流の仁頃川には三つの橋が架けられています。

○川口橋

常呂川と仁頃川との合流地点より上流に、明治三四(一九〇一)年に架設されました。その後常呂川と同様の洪水による被害を受け流失や破損があったものと考えられますが、記録がなく不明です。記録に残る経緯としては、昭和八(一九三三)年、同一九(一九四四)年に災害復旧工事が行われており、現在の川口橋は、同五〇(一九七五)年九月の集中豪雨の被害を受け、北海道が同五三(一九

七八)年、延長九〇mの永久橋が架設したものです。

○豊実橋(十間橋)

忠志地区と豊実地区の中間地点に豊実橋があります。この橋は、明治四〇(一九〇七)年頃架設され、昭和一九(一九四四)年、同二四(一九四九)年、同二五(一九五〇)年の災害復旧工事で延長二六m、幅員三・六mの木橋が架設されました。同三七(一九六二)年に延長二六m、幅員五メートルの鉄筋コンクリート橋に架け換えられました。その後、端野町が前記の関連災害復旧工事で、同五二(一九七七)年一月、延長八七・一mの永久橋に架け換えしました。

また、この橋名は、北実橋、十間橋、豊実橋と変更され、現在は橋の管理が北海道に移管されています。

○常仁橋

豊実地区内を通ずる道道北見常呂線の仁頃川に架設されています。この橋については、町(村)費での記録がなく、昭和九(一九三四)年の端野村事務報告書に、「腐朽ノタメソ筋ニ於テ鉄筋コンクリート近代的橋梁ニ七月初工一月三日ヲ以テ完成」とあります。

現在の橋は、北海道が災害復旧工事により昭和五三(一九七八)年一月、延長七八mの永久橋に架け替えたものです。